

君津中央病院企業団議会

令和7年9月定例会会議録（第1号）

君津中央病院企業団企業長田中 正は、令和7年10月2日をもって令和7年10月10日午後1時30分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 草刈慎祐、2番 重城正義、3番 田中幸子、4番 三浦 章、5番 下田剣吾
6番 荒井淳一、8番 山田重雄、9番 中山正之、10番 佐藤博文、11番 湯浅 榮
12番 小島 悟

欠席議員

7番 諸岡賛陞

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

庶務課主査 泉水佳崇

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 田中 正、代表監査委員 高橋 隆、監査委員 萩野一久、病院長 柳澤真司
事務局長 小柳洋嗣、事務局次長 佐伯哲朗、庶務課長 石井利明、人事課長 國見規之
管財課長 相原直樹、財務課長 黒木淳一、経営企画課長 加藤友紀子
副院長兼学校長 藤森基次、副院長兼患者総合支援センター長 北村伸哉、分院長 北湯口広
医務局長 駒 嘉宏、医療技術局長 児玉美香、看護局長 北 清美

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第2号 専決処分（第1号）の承認を求めることについて
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・認定案第1号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについて
(提案理由の説明、補足説明、委員会付託)
- ・議案第3号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計未処分利益剰余金の処分について
(提案理由の説明、補足説明、委員会付託)
- ・報告第1号 令和6年度決算に基づく資金不足比率について
(提案理由の説明、補足説明、委員会付託)

(午後1時30分開会)

<議長>

議場の皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は11名でございます。

定足数に達しておりますので、令和7年9月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

なお、富津市選出の諸岡賛陸議員から欠席の届出がございましたので、報告いたします。

ここで、田中企業長から招集の挨拶がございます。

田中企業長。

<企業長>

9月議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公務ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

このたび君津市議会より選出されました三浦章議員におかれましては、当企業団議会議員にご就任いただき誠にありがとうございます。今後とも企業団の運営にご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

初めに、令和6年度の企業団の決算について申し上げます。

6月に決算見込みの概要をお話いたしましたでしたが、令和6年度決算は収益の増加を上回る費用増となった結果、医業収支は企業団全体で19億7,000万円の損失となり、前年度と比較し7億8,000万円の損失拡大となりました。

これに構成市負担金や各種補助金等を加味しました企業団の純損益は6億1,800万円の損失となり、令和2年度から4期連続の純利益を計上しておりましたが、このたび5期ぶりの赤字決算となりました。

近年、人件費、材料費、光熱費等の高騰が進み、特に高額な医療設備や診療材料を用いて専門医療を提供している高度急性期病院及び急性期病院では、収入の柱である診療報酬だけでは病院運営を賄うことが難しくなっており、令和5年度以降、地域医療の中核を担う多くの公立病院が深刻な経営難に直面しております。

全国自治体病院協議会によりますと、昨年度の自治体病院の決算状況は全国で86%の病院が経常赤字となり、救命救急センターを有する病院は93%が赤字決算となっております。企業団としましては、経営の強化に取り組み、引き続き当地域の住民の皆様にも良質で安全な医療を提供できるよう努めてまいります。

さて、本日の定例会では、提出議案としまして、君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分(第1号)の承認を求めることについてを含む3議案、令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについての認定案1件、令和6年度決算に基づく資金不足比率についての報告案1件を提出させていただきましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

<議長>

日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

君津市議会選出の佐藤葉子議員が企業団議会議員を退任され、後任には三浦章議員が選任されました。それでは、自席にて就任のご挨拶をお願いいたします。

三浦議員。

<4番 三浦 章議員>

ただいま紹介いただきました君津市議会議員の三浦でございます。

初めて、この君津中央病院の議員ということでさせていただきますので、またご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。（拍手）

<議長>

ありがとうございました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます。その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 議席の指定

日程第1、議席の指定を行います。

議席は議長において指定いたします。

三浦章議員を4番と指定いたします。

日程第2 会期の決定

次に、日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から10月15日までの6日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、草刈慎祐議員及び佐藤博文議員を指名いたします。

日程第4 議案の上程

次に、日程第4、議案の上程を行います。

本日の上程議案は3件、認定案1件、報告1件でございます。

朗読については省略をいたしますので、ご了承願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

田中企業長。

<企業長>

本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定につい

ては、近年の物価及び人件費の高騰により病院事業に係る様々な費用が上昇し、病院経営に大きく影響を及ぼしているため、病院経営改善の一環として特別病室の使用料及び文書料の金額を見直し、併せて文書料の区分を整備するため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第2号 専決処分（第1号）の承認を求めることについては、国立研究開発法人日本医療研究開発機構による補助事業である次世代ヘルステック・スタートアップ育成支援事業に申請した研究開発課題が採択され、令和7年7月9日付で令和7年度医療研究開発推進事業費補助金の交付が決定いたしました。

当該研究開発を計画どおり遂行するためには速やかに着手する必要があるため、予算措置に急務を要したため、令和7年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）を令和7年7月14日に専決処分したので報告し、承認を求めようとするものです。

次に、認定案第1号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについては、地方公営企業法第30条第1項の規定により、令和6年度君津中央病院企業団病院事業決算を調整し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付したので、同条第4項の規定により監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付すものです。

令和6年度決算では、病院事業の業務量は本・分院合わせ、入院延べ患者数18万8,809人、外来延べ患者数29万7,433人であり、収支決算額は本分院事業収益239億905万円、本分院事業費用245億1,493万円で6億588万円の経常損失となり、これに看護師養成事業収支、特別損益を加え、企業団全体では6億1,846万円の純損失となり、5期ぶりの赤字決算となりました。

次に、議案第3号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計で生じた未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものです。

次に、報告第1号 令和6年度決算に基づく資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を添えて議会に報告するものです。

以上で、提案理由の説明を終了いたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりました。

次に、令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計決算審査意見書及び令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計資金不足比率審査意見書が監査委員より提出をされておりますので、審査意見を求めます。

高橋代表監査委員。

<代表監査委員>

それでは、私から、まずは決算審査意見書についてご説明申し上げます。

資料につきましては、定例会別冊2をご覧ください。

初めに1ページですが、審査の対象は、令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計決算でございます。審査の期間は、令和7年6月20日から令和7年8月18日まででございます。審査の方法ですが、審査に当たっては地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、企業長から審査に付された決算報告書及び財務諸表等の決算関係書類を調査照合するとともに、企業長、病院長、事務局長及び関係職員の出席の下、審査を実施しました。特に地方公営企業法及び関係規程に準拠して処理されているか、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に

行われているか、また、地方公営企業法の基本原則である経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されたかに留意し、定期監査及び例月出納検査の結果をも踏まえて審査を実施したところでございます。

決算の概要につきましては、先ほど企業長からご説明がございましたので省略をさせていただきます。

次に、9ページをご覧ください。

審査の結果についてでございます。1の決算報告書及び決算関係書類についてですが、審査に付された決算報告書及び財務諸表等の決算関係書類は、関係法令に準拠し、会計の原則に基づき作成され、病院事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認められました。

2の経営成績について、まず本院事業につきましては、前年度と比較し、入院患者数、外来患者数ともに減少しています。減少が大きい診療科は、入院では脳神経外科、呼吸器内科及び小児科、外来では消化器内科、糖尿病・内分泌・代謝内科及び循環器内科でした。

次に、分院事業につきましては、前年度と比較して、入院患者数、外来患者数ともに減少しています。減少が大きい診療科は、入院では内科、外来では内科及び整形外科でした。

3の財政状態についてですが、これは①から順次読み上げさせていただきます。固定資産は、建物附属設備や医療機器等の更新を行っているものの、減価償却が進み減少している。流動資産も前年度と比べ減少しているが、これは企業債の償還等により現金預金が減少したことによるものである。

資金収支は、業務活動によるキャッシュフローは6億264万6,000円のプラス、投資活動によるキャッシュフローは7億5,271万4,000円のマイナス、財務活動によるキャッシュフローは8億5,546万4,000円のマイナスとなり、合計で10億553万2,000円のマイナスとなっている。これは、当年度純損益で赤字を計上したことに加え、企業債償還の負担が大きいことによるものである。

次に、11ページに移りますが、未収金の年度末残高は37億9,946万6,000円となっている。前年度と比較し患者負担未収金は1,710万3,000円増加、保険者負担未収金は6,606万9,000円増加、医業外未収金は2億8,091万7,000円減少、キャッシュレス決済未収金は668万4,000円減少し、全体では2億442万9,000円の減少となっている。なお、医業外未収金が減少した理由は、ドクターヘリ運営事業補助金が年度内に入金されたためである。

負債の企業債についてはとして次のとおり表が示されておりますが、この中で令和6年度末未償還残高につきましては107億4,528万2,000円となっています。

企業債は、平成10年度から平成14年度までの現病院建設、平成25年度の看護学校建設、平成27年度の学生寄宿舎建設及び污水管接続換工事、令和元年度以降の医療機器整備、令和2年度以降の病院附属設備工事に係る借入金である。

負債のリース債務については、令和3年3月から稼働したガスコージェネレーション設備のファイナンス・リース取引によるものである。

固定負債の退職給付引当金については、退職給付債務に対して、千葉県市町村総合事務組合の退職積立金残高と企業引当金の合計額が不足する分を繰り入れたことにより増加している。

剰余金については、議会の議決により令和5年度決算で生じた未処分利益剰余金を資本金に組み入れたこと、当年度純損失を計上したことにより減少しているということでございます。

次に、12ページをご覧ください。

4の構成市からの負担金についてですが、この表の右列の上から3段目でございますが、4市合計の負担金額は17億9,089万7,000円でございます。構成市負担金については、①から③まで書

いてございますが、読み上げさせていただきます。

まず、収益的収支に係る構成市からの負担金は、看護学校分は予算編成時の収支不足額を繰り入れているため、繰出基準額より1,367万9,000円多いが、企業団全体では3億6,217万8,000円少ない。

資本的収支の繰出基準額は10億1,132万4,000円となるが、繰入れが行われていない。

収支不足額の縮減に向けた経営の効率化に取り組みつつ、中長期的な収支計画を踏まえた必要額の繰り出しについて、構成市と十分な協議を重ねていく必要があるということでございます。

5の建設改良事業ですが、建設工事費は、本院は病棟ほかLED照明器具更新工事及び3階手術室系統自動制御機器更新工事等の施工で、一般競争入札10件、随意契約3件となっている。

分院は、診察室5エアコン更新工事等の施工で、一般競争入札1件、随意契約1件となっている。

学校は、看護学校・学生寄宿舎高圧キュービクル電力量計更新工事の施工で、随意契約となっている。

医療機械器具費は、本院は生体情報管理システム等の購入で、一般競争入札51件、随意契約50件となっている。

分院は、医用画像管理システム等の購入で、一般競争入札5件、随意契約2件となっている。

備品費は、本院は再来受付・外来呼出システムの更新等で、一般競争入札7件、随意契約18件となっている。

分院は、往診用公用車の更新等で、一般競争入札2件、随意契約1件となっています。

学校は、小児の身体診察シミュレータの購入で、一般競争入札となっているということでございます。

6の予算の執行・事務処理についてですが、①の健全経営につきまして、企業団が地域において必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、健全な経営を確保する必要があります。本業の医業活動に係る収支である医業収支比率は、これまで同規模の医療機関との比較でも良好な結果を残してきましたが、令和6年度は前年度より低下し、経常損益、純損益ともに赤字を計上しております。

また、今後も病院設備や医療機器の更新など多額の資金需要が見込まれる中、資本的収支不足額に対する補てん財源の残高は減少し、資金収支も大幅なマイナスとなっています。医療を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、引き続き収益と費用の両面から経営改善に努めるとともに、構造的に補てん財源が不足する資本的収支への繰り出しを含め、中長期的な収支計画を踏まえた必要額の繰り出しについて、構成市と十分に協議を重ねていただきたいと思います。

人材確保と離職防止についてですが、大学医局との派遣交渉や医師紹介会社の活用等の取組により、病理診断科や消化器内科の医師を確保したことは評価できます。医師偏在や働き方改革への対応により医師不足が深刻化していますが、良質な医療を安定的に提供できるように、引き続き医師の確保に万全を期していただきたいと思います。

看護師については、おおむね計画どおりに確保できていることから、実働数を確保するため離職防止、復職支援に万全を期し、また、その他の職種についても、メンタル不調により休職、退職に至る職員が多いため、メンタルヘルス等コンサルティング業務を活用しつつ、業務の効率化や業務分担の適正化など勤務環境の改善に努めていただきたいと思います。

次に、14ページをご覧ください。

7の経営分析についてですが、本業である医業活動による損益を示す医業収支比率は、本院が91.8%、分院が83.0%、全体で91.5%となり、前年度と比べ3.2ポイント低下しています。

本院事業の収益面では、全身麻酔手術件数の増加等による入院収益の増額、構成市からの負担金の増額があったものの、患者数の減少による外来収益の減額、新型コロナウイルス関連補助事業の終了によ

る国県補助金の減額に加え、退職手当組合からの還付金収入等を計上した特別利益が減額となったことで、全体では減額となっています。

一方の費用面では、会計年度任用職員への勤勉手当支給等による給与費の増額、高額な手術材料の使用量増加による材料費の増額、エネルギー単価上昇や業務委託の増加等による経費の増額があり、退職給付引当金への繰入れ等を計上した特別損失が減額となったものの、全体では増額となっています。

これらのことにより損益が悪化し、前年度までの黒字決算から一転して、令和元年度以来の赤字決算となっています。

分院事業の収益面では、患者数の減少及び下位の報酬区分への変更等による入院収益の減額、構成市からの負担金の減額、救急輪番待機料の減額等により減額となっています。

一方の費用面では、本院事業と同様の理由による給与費の増額により増額となっています。

これらのことにより、経常損失は拡大し、赤字決算となっています。

看護師養成事業は、収益の多くが構成市からの負担金であり、費用の大半は教務員等の給与費となっています。

また、令和6年度の卒業生55人のうち当院への就職者は36人、構成4市内病院への就職者は10人であり、当院及び4市内病院への就職者は卒業生の8割以上を占めています。

最後に、「むすび」でございますが、日本の医療が少子高齢化の進展に伴う医療需要の変化への対応、人材不足、地域の医療格差、医療費の高騰など様々な課題に直面する中、病院の経営状況は、物価高騰、賃上げの影響もあり、収益の増加を大きく超える費用の増加により収支が悪化しています。

このような中、企業団は、経営強化プランに基づく第6次5か年経営計画（改訂版）に掲げた施策の実現と目標の達成に取り組み、一定の成果は上げているものの、入院、外来ともに業務量の計画値には及ばず、病床利用率、経常収支比率、医業収支比率のいずれも計画値を下回っています。

令和7年度は、現計画の最終年度であり、次期計画の策定年度となります。企業団を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、新たに発足した経営強化プロジェクトを着実に推進し、職員一丸となって収益の確保、費用の適正化等、経営改善に努め、本院は地域の基幹・中核病院として、分院は地域密着型の病院として、良質で安全な医療を提供されることを要望いたします。

以上をもって、決算審査報告書のご報告とさせていただきます。

続きまして、資料は定例会別冊3をご覧ください。

令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計資金不足比率審査意見書についてご説明申し上げます。

1の審査の概要につきましては、記載のとおりでございます。

2の審査の結果につきましては、総合意見として、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見でございますが、資金不足額及び比率についてです。流動負債の額は23億3,901万1,549円に対して、流動資産の額は74億5,752万3,226円であり、医業収益の額は215億419万5,865円でございます。これにより剰余金は51億1,851万1,677円となります。

したがいまして、この審査における病院事業会計の資金不足等を法律で定める基準により計算すると、その資金不足額が負の値となり、資金不足比率も同様になることから資金不足比率は発生しないこととなります。

このことから、是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はございません。

以上でご報告とさせていただきます。

<議長>

説明及び審査意見が終了いたしました。

それでは、直ちに議案を取り上げたいと思います。

議案第1号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

事務局に補足説明を求めます。

小柳事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第1号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。

資料につきましては、提出議案説明資料の1ページをご覧ください。

項番1、改正の理由でございます。

近年の物価及び人件費の高騰によりまして病院事業に係る様々な費用が上昇し、病院経営に大きな影響を及ぼしております。そのため、病院経営改善策の一つとしまして、特別病室の使用料及び文書料の金額を見直し、併せて文書料の区分を整備するため、料金徴収条例の一部を改正しようとするものでございます。

続いて、項番2、改正内容でございます。項番2につきましては、次の2ページ、3ページに新旧対照表がございますので、併せてご参照くださいますようお願い申し上げます。

(1)、条例の別表で定める特別病室の使用料の金額を次のように改めるものでございます。

国保直営総合病院君津中央病院本院でございます。これの個室Aの料金を1万1,000円から1万3,200円へと、そして個室Bの使用料を8,250円から1万450円へと、個室Cの使用料を6,600円から8,800円へとそれぞれ引き上げ、国保直営君津中央病院大佐和分院の個室使用料を3,850円から4,400円へと引き上げるものでございます。ここで言います特別病室とは、差額ベッドや特別環境療養室とも呼ばれる患者さんの療養環境の向上に対するニーズに応え、選択の機会を広げるために用意される病室の料金でございます。保険診療の対象外といたしまして、一部負担金とは別にその費用を患者さんに請求することができるものでございます。

(2)、文書料の金額を次のように改め、併せて文書料の区分を現状に即した表現に改めるものでございます。

病院様式による診断書、健康診断書、特定疾患・小児慢性特定疾患診断書等の金額を3,300円から5,500円へと、生命保険会社等の所定様式による診断書及び証明書の金額を7,700円から9,900円へと、自動車損害賠償責任保険診断書及び自動車損害賠償責任保険明細書の金額を6,600円から9,900円へと、支払いに関する証明、オムツ・ストマ使用証明書及びその他の簡易証明書の金額を770円から1,100円へと、それぞれ引き上げるものでございます。診断書等の文書料につきましても、先ほどの特別病室同様、基本的には保険診療の対象外となりまして、文書作成に係る手間等を考慮して金額を設定しているものでございます。なお、文書料に関しましては、金額の改定に併せまして、文書料の区分を現状に即した形で整理しようとするものでございます。

最後の項番3、施行日でございます。交付後3か月の周知期間を経まして、令和8年2月1日とするものでございます。

君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定に係る補足説明は、以上でございます。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

丁寧なご説明ありがとうございます。議案第1号について、まずはお伺いしていきます。

改正理由、人件費だったり物価高ということで増額改正をすることには理解をするところではございますが、ただ、こういった今回の値上げにつきまして何を根拠に増額をされたのか。近隣、域内病院であったり県内の公立病院との整合性を取れているのかというのが、ちょっとこの資料じゃ分かりませんので。ただ、通告していませんので、詳細はいいんですけれども、どういったことを参考に今回の改正を行ったのかをまずお伺いいたします。

<議長>

当局の答弁を求めます。

佐伯事務局次長。

<事務局次長>

先ほど説明いたしましたとおり、ここ数年の経済状況の変化によりまして、光熱費や物価の高騰、人件費の上昇などが続いておりまして、そのような中で本院、分院とも室料につきましては値上げ、文書料につきましても値上げという形を取ったんですけれども、今回、料金の見直しに関しましては、近隣の医療機関の料金等を参考にしながら、また、今回は経営改善につなげることを背景としておりますので、そのようなところから室料につきましては一律2,000円の値上げ、文書料につきましても分類等を整理しながら、ごく一般的な価格に近いレベルでの改定、設定といたした次第でございます。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

一般的なことということで近隣のという話なんですけれども、例えば、この域内の民間の病院だったりとか県内のというところをちょっと教えていただきたいんですけれども、その辺、もう一度確認させてください。

<議長>

佐伯事務局次長。

<事務局次長>

今回、室料の改定に当たりましては、昨年以降に室料差額の見直しを行いました一定規模の県内病院を参考にいたしました。おおむね300床以上の病院を参考にしたんですけれども、確認できたところで、改定を行った病院が6病院ほどございました。

今回、本院につきましては20%から33%の値上がり率となっております、分院につきましては14%の値上がり率となりますが、この6病院につきましては最大で14%から50%の値上がり率でしたので、その中で大体中庸をいくようなところを選択いたしました。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

ということで、ほかの病院と変わりがないぐらいの料金になったということで理解をします。そうし

ますと、今回、値上げすることに当たって、今後どれぐらいの増収を見込まれているのかというのが、試算がありましたらお知らせください。

<議長>

佐伯事務局次長。

<事務局次長>

今回の料金改定によりまして、増収の見込額でございますが、室料差額におきましては年間9,700万円、今年度におきまして1,620万円の増収を見込んでおります。また、文書料におきましては、年間2,060万円、今年度340万円の増収を見込んでおります。

なお、増収見込額につきましては、15日に開催されます議員全員協議会資料の3ページに、経営強化プロジェクトの進捗と効果額についてというところがございますが、そちらに記載がございますので、またご参照のほうお願いいたします。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

すみません、資料の読み込みが甘くて申し訳ありませんでした。その中で、利用者への広報等はどういったふうに行うのか、お聞かせください。

<議長>

佐伯事務局次長。

<事務局次長>

まず、現在入院中の患者さんについてなんですけれども、令和8年1月31日までの期間は旧料金での算定、施行を予定しております2月1日からは新料金ということに算定とさせていただきたいところです。患者さんへの周知につきましては、議会の承認をいただいた後、入院案内または個室入院中の患者さん、もしくはご家族向けに室料差額変更に関するご案内用紙を配布いたしまして、ご理解をいただく予定でございます。

また、現在入院中の患者さんへの個室同意書につきましては、来年1月以降、順次取得していく予定としております。なお、患者様が4人部屋への病室変更などを希望する場合は、院内の病床管理室とともに調整を行いまして個別に対応していく予定でございます。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

入院患者やこれからの方には分かりました。4市の住民の方だったり、行政を通じて何かしら広報しなければいけないと思うんですが、例えば、「クローバー」を使うとか、また近隣、構成市にお願いして広報を願うとか、そういったことはされるのでしょうか。

<議長>

佐伯事務局次長。

<事務局次長>

病院のホームページのほうには記載をいたしまして、それ以外に先ほど議員もおっしゃられたように広報誌等を使って周知を図っていきたいと考えております。

<議長>

ほかにご質疑ございませんか。

下田議員。

<5番 下田劍吾議員>

5番、下田劍吾と申します。どうぞよろしく申し上げます。

冒頭、新聞紙上でハラスメントの報道がありましたので、そういったことに触れていただけたらと思っただんですが、それがなかったのは大変残念に感じております。

では、質問に入ります。

本議案についてなんですが、詳細なことについて草刈議員の質問で大まか分かったところでございますが、施行日が2月1日ということで年度内になっておりますが、そうしなければならない理由について、また、それが2月になったことの理由についてお聞かせください。

<議長>

佐伯事務局次長。

<事務局次長>

施行日が2月1日とした理由ということなんですけれども、今回の料金見直しは病院の経営改善を目的としております。ここ数年来の物価や人件費の急騰に公定価格であります診療報酬が追いついておらず、病院は物価上昇分を独自に価格転嫁できませんので急激に経営環境が悪化したものであり、この状況を少しでも早く改善したいと考えております。

ただし、利用者の負担増を伴います内容の条例改正でありますことから、慎重に周知する必要がございます。他の地方公共団体の事例等を参考にいたしまして、利用者への必要最低限の周知期間を公布から3か月間と見込みまして2月1日としたものでございます。

<議長>

下田議員。

<5番 下田劍吾議員>

3か月ということで、できるだけ丁寧に説明をしていただかなければいけないという点を理解をいたしました。一方で、できるだけ早く経営改善を図りたいというところの数字だということで理解をいたしました。

今回は、先ほどの答弁を聞いていると、上げたところがある中で公立病院として中庸の数字を図ったというところでございますが、実際には赤字決算になるわけですから、経営改善の観点からこの数字がきちんとボリュームとして適正なのかという、病院経営のためにはもっと上げなきゃいけないというようなところもきちんと計算をしているのかどうかという点を確認させてください。

<議長>

佐伯事務局次長。

<事務局次長>

失礼しました。こちらの料金につきましては確かに金額を上げれば、例えば室料ですと金額を上げればその分、収入につながるのは確かなんでございますが、ただ、選ぶのは患者さんのほうになりますので利用率のことも考えなければいけなくて、あまり高額に一気に上げてしまつて利用率が低下するようなことがありますと、逆に収入が下がってしまうということも考えられますので、そのあたりは慎重に価格にしたつもりでございます。

<議長>

下田議員。

<5番 下田劍吾議員>

そのあたりが説明を図るにしても、経営改善のために上げるのか、あるいは物価が上昇する中で最低限上げるのか、そういったことによって市民への説明の内容も変わってくると思うんです。なので、そのあたり、しっかりと説明をして納得を得てもらうということを、ぜひしていただきたいと思います。

先ほど周辺の民間病院あるいは域内病院の話もありましたが、亀田総合病院のホームページを見てみますと同じように値上げをされていまして、Kタワーという個室のところは1万6,500円から1万8,700円に上がっているというようなことがございました。ですので、民間病院も公立病院も昨今の物価高騰に合わせて値上げをしているということですが、私立病院である亀田病院は鴨川だったり地元の安房の方に対しての軽減措置というのを設けていまして、それぞれ2,000円ぐらいですね。域外の医療圏の外から来る人に対する医療費に比べて安房の方々に使っていただく地元への対策ということで、そうした軽減のことを値上げのことに同時に行っているわけですが、本市は負担金4市でやっているわけですが、この4市の市民に対する軽減の措置というものは、過去にもないし今回も検討していないということでよろしいのかお伺いします。

<議長>

小柳事務局長。

<事務局長>

ただいまの質問にお答えします。

過去にもございませんし、今回もしてはおりません。ただ、過去には一部の保険者に対しての軽減措置はありました。これは、当時20年か30年ぐらい前なので大分前なんです、病床に関しまして、ある一定の助成を、寄附といったらいいでしょうか、そういうものを頂いた関係がございまして、その保険者に係る入院患者については一定の入院料の個室の減額というのをしておりましたが、それはもう既に30年ぐらい前に解消しておまして、今はしてはおりません。

ちなみになんですが、当院の入院患者さん、やはり4市以外の患者さんは、個室利用者に関しますとかなり少ないというところがございまして、そこから考えてみましても亀田さんのような施策はちょっと取りにくいかなというところがございまして。

なお、さらに加えて申しますと、公立病院の場合には特別病室の料金は全体の3割しか算定できないというところがございまして、この中でいかに効率よく、そして患者さん、その利用率を下げないようにしていけるかというところを調整した上で今回の改正にしたものでございまして。

以上でございます。

<議長>

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

ほとんど4市が利用ということで、その域外に対す……

<議長>

補足ですか。

<事務局次長>

はい。

<議長>

佐伯事務局次長。

<事務局次長>

失礼いたしました。室料の設定なんです、現在、構成4市内にお住まいの方の料金ということで計

上しておるんですけども、4市外の方が入院された場合には各料金に100分の120を乗じるということがあります、1.2倍で頂いておるところでございます。

<議長>

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

これから財務改善のために4市との交渉も始まる場所ですから、本病院のがほとんど4市であって、そういった亀田のような仕組みというのはつくりづらいついことございまして、域外のお客様も意識しながら、そして負担金を頂いている4市に対して説明が、こういうこともしていますよということと言えるような仕組み、今回のタイミングでは難しいかもしれませんが、そういったこともぜひ検討いただきたいと思ひます。

また今回、病院の室料を調べるに当たって、ここにA、B、Cとあるんですが、多分4人部屋、3人部屋とかということだと思ひんですが、そういったこともほかの病院の資料では、Cが4人部屋とかBが3人部屋とかというふうに書いてありました。これから一般市民に説明していくわけですから、そういったことも付記をしながら、分かりやすく説明をいただくようによろしくお願ひいたします。

以上です。

<議長>

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑終局と認めます。

次に、討論を行います。

まず、反対者の討論を求めます。

(発言する者なし)

次に、賛成者。

(発言する者なし)

反対者、賛成者、討論がございませんので、採決をいたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひます。

(全 員 挙 手)

挙手全員でございます。

よって、議案第1号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 専決処分(第1号)の承認を求めることについてを議題に供します。

事務局に補足説明を求めます。

小柳事務局長。

<事務局長>

それでは、専決処分(第1号)の承認を求めることについて補足説明させていただきます。

資料につきましては、引き続き提出議案説明資料の5ページをお開きください。

項番1、専決処分の理由でございます。

当企業団の消化器外科部長を研究開発代表者として国立研究開発法人日本医療研究開発機構に申請いたしました研究開発課題が採択され、令和7年7月9日付で令和7年度医療研究開発推進事業費補助金(次世代ヘルステック・スタートアップ育成支援事業)の交付が決定したものでございます。

当該研究開発課題の期間につきましては、交付決定日から令和8年3月31日までとなっております。1事業年度ごとに更新手続を行うものとなっております。研究開発を計画どおり遂行するためには速やかに着手する必要があるため、予算措置に急施を要したため、地方自治法179条第1項の規定に基づき補正予算を専決処分いたしましたので、同条3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

項番2、専決処分の内容につきましては、令和7年度君津中央病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

項番3、専決処分日につきましては、令和7年7月14日でございます。

それでは、引き続き補正予算（第2号）の内容につきまして説明させていただきます。

資料は次の6ページをご覧ください。

初めに、上段の枠囲いの中で補正の概要をお示ししてございます。

今回の補正予算は、重複いたしますが、企業団の消化器外科部長を研究開発代表者として国立研究開発法人日本医療研究開発機構に申請いたしました研究開発課題「大腸がん患者を対象とした対話型生成AIの実用化に関する研究」が採択され、令和7年度医療研究開発推進事業費補助金（次世代ヘルステック・スタートアップ育成支援事業）の交付が決定いたしましたので、当該研究開発に要する費用とその財源となる補助金を計上するものでございます。

それでは、項番ごとに内容を補足いたします。

項番1、本院事業収益の表をご覧ください。

本院事業収益全体といたしましては、既決予定額に対しまして1,170万円を増額補正し、補正後の予算額を249億9,140万1,000円にしようとするものでございます。その内訳でございますが、全額が医業外費用の国県補助金となり、その理由につきましては、右側の説明欄でお示ししますとおり、補助金の交付決定により1,170万円を増額計上するものでございます。

続きまして、項番2、本院事業費用の表をご覧ください。

本院事業費用全体といたしましては、既決予定額に対しまして1,170万円を増額補正し、補正後の予算額を249億7,010万円にしようとするものでございます。その内訳でございますが、全額が医業費用の研究研修費でございます。この理由につきましては右側の説明欄でお示ししますとおり、研究開発に要する外注や物品購入などにより1,170万円を増額計上するものでございます。

項番3、年間収支でございます。

ただいま説明しました項番1から2の内容から、補正後の予算の年間収支をお示ししてございます。

本院事業におきましては、330万円の純利益となるものでございます。

次の資料7ページにつきましては、ただいま説明いたしました内容を損益計算書の形にしてまとめたものでございます。備考欄に今回の補正の内訳をお示ししてございます。

専決処分（第1号）の承認を求めることについての補足説明は、以上でございます。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

確認をさせていただきます。まず、100%補助事業を取りに行ったということで理解をさせていただき

ました。説明の中にもあるんですけども、これは消化器系の部長さんが参加されるということですが、説明であったとおり、項目としては物品費の購入も書かれています、あくまでも研究開発費ということで、まずいいのかお伺いいたします。

<議長>

石井庶務課長。

<庶務課長>

研究開発費の内容ということで、まずお答えをさせていただきます。

主なものにつきましては、今年度予定しているものになりますとシステムの開発外注費、これが大きいものになっております。そのほかには、議員がおっしゃったとおり、パソコンですとかビデオカメラ、それから運動負荷用の自転車エルゴメーター、そういったものを購入する予定ということで現在進めているところでございます。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

ということで物品費も入っているという中で、今回のこの補正を上げた部分に関しましては増減も見込まれるということでしょうか。入札の結果によっては、購入によって差額が生じるというふうに捉えてよろしいですか。

<議長>

石井庶務課長。

<庶務課長>

今後、物品の調達等を行っていくんですが、その調達方法につきましては、企業団が通常行っている方法にて行う予定としておりますので、場合によって差額、差金が出るということもある可能性はあります。

<議長>

草刈議員。

<1番 草刈慎祐議員>

また、注釈の中で、大腸がんの患者さんを対象としたというふうにあります、実際にこの研究をなされて、いつぐらいから実用化になるのか目途がありましたらお知らせください。

<議長>

石井庶務課長。

<庶務課長>

この研究につきましては今年度採択をされまして、今年度それから来年令和8年度、2年間の研究ということで進めていくように聞いておりますので、まず2年間研究を進めた後、実用化に向けてということになると思います。

<議長>

よろしいですか。

ほかにご質疑は。

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

よろしくお伺いいたします。国県補助金とありますが、県からも補助金が出るのか、その割合について

て教えてください。

<議長>

石井庶務課長。

<庶務課長>

企業団の科目につきましては国県補助金となっておりますが、こちらにつきましては、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が扱う補助金になりまして、県から補助金が入ってくるということではないというふうに私どもは理解しております。

<議長>

もう少し易しくというか、詳細にご説明願いたい。

<庶務課長>

県からはありませんので国の補助金ということで、国一本というふうに我々は理解しております。

<議長>

はい、補足。

小柳事務局長。

<事務局長>

事業の研究、この機構のことについて補足をさせていただきます。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構でございますが、主に内閣府所管になる独立行政法人でございます。ただ、内閣府だけではなくて、主務大臣は内閣総理大臣それから文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣というふうになっております。

法的な位置づけとしますと、健康・医療戦略推進法、それから国立研究開発法人日本医療研究開発機構法というのは、この法人のための法律というのがございます。ですので、ここからいいますと国からの補助金と言っていいと思います。

以上でございます。

<議長>

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

ありがとうございます。

市の単位でいうと国補助金、県補助金、そして財団からの補助金に関してはその他の補助金というような形で扱っているの、確認のためお聞きしました。ちょっとスタートアップのことなので何とも言えませんが、分かりやすくどういうことをされるのかというのを伝えていただければと思います。

<議長>

石井庶務課長。

<庶務課長>

分かりやすくということですので、私の分かる範囲でになりますが、よろしく願いいたします。

この採択された事業なんですけれども、まず、この課題名は「大腸がん患者を対象とした対話型生成AIの実用化に関する研究」ということで、大腸がんの術前の患者さんの手術を受けるまでの不安ですとか、それから病気に対する理解、それから術前に必要である運動療法等をすることで経過もよくなるというふうに伺っております。その術前の大腸がん患者の心理的支援、医療情報支援、運動療法支援を行うものとなっております。

やはり、大腸がん罹患された患者さんがその後、多くの方が手術を受けると言うんですけれども、

その手術に対する不安を軽減させたりとかというところで、具体的にはアプリケーションを開発して、その患者さんが疑問に思ったことを質問するとAIがそこで回答をするというようなものの開発をするというふうに伺っております。それによって、これまで病院職員が行ってこられた患者さんへの、その術前の説明とか、そういったものに割いていた時間等も割くことが可能となるというふうに、我々考えておりました病院のほうにもメリットがあるというようなことから、これを進めさせていただいているところでございます。

<議長>

下田議員。

<5番 下田剣吾議員>

ありがとうございます。丁寧な説明で分かりました。

例えば、禁煙外来であるとか食事療法の改善なんかに関しても、医療用のアプリが開発されて非常に実績を上げているということがありますので、大腸がんの治療に関してもそういったアプリを使って、お医者さんには直接聞きづらいこともアプリを使ってコミュニケーションがより図られ、時間も効率的に使えるというようなことで理解をいたしました。こうした新しい取組をできたということは本当に素晴らしいことだと評価をするところでございます。

1点、ちょっとタイミングのことなのですが、5月の下旬にはこの補助金は内示があると思うんですが、6月定例会で取り扱わずに本議会での専決の報告となった理由についてお聞かせください。

<議長>

石井庶務課長。

<庶務課長>

こちらの研究開発につきましては、令和6年度末に当該医師からこういう研究に参加したいということで申出がありました。ヒアリング等を行った上で、最終的に4月に当該事業が採択をされてはいたんですけども、補助金の交付決定がありましたのが令和7年7月9日付であったことから、6月議会ではちょっとご報告ができなかったということが現状でございます。

<議長>

よろしいですか。

<5番 下田剣吾議員>

はい。

<議長>

ほかにご質疑ございませんか。

(発言する者なし)

質疑終局と認めます。

次に討論を行います。

まず、反対者の討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成者。

(発言する者なし)

反対者、賛成者、討論がございませんので、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

挙手全員でございます。

よって、議案第2号 専決処分（第1号）の承認を求めることについては原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

この後の認定案第1号、議案第3号については、当会議の後に開かれる予算決算審査委員会に審査の付託をし、報告第1号についても同委員会にて質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認め、当会議では補足説明までを行い、質疑については予算決算審査委員会で、討論、採決については定例会の最終日にて行います。

それでは、認定案第1号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについてを議題に供します。

事務局に補足説明を求めます。

小柳事務局長。

<事務局長>

それでは、認定案第1号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについて補足説明させていただきます。

資料につきましては、引き続き提出議案説明資料の8ページをご覧ください。

項番1、決算の概要でございます。令和6年度の業務量につきましては、表1にお示ししますとおり、本院の入院は延べ患者数17万8,959人、一日平均患者数490人、外来は延べ患者数25万9,304人、一日平均患者数1,067人で行いました。分院は、入院が延べ患者数9,850人、一日平均患者数27人、外来は延べ患者数3万8,129人、一日平均患者数157人で行いました。

令和6年度病院事業会計決算は、表2にお示ししますとおり、純損益につきましては本院・看護師養成事業で5億7,728万円の純損失、分院事業で4,118万円の純損失、企業団全体で6億1,846万円の純損失となり、令和元年度以来の赤字決算となったものでございます。

次の9ページ上段の表2、収益でございます。対前年度比におきまして、本院事業収益が484万円の増、分院事業収益が1,961万円の減、看護師養成事業収益が43万円の増、特別利益が4億2,477万円の減となりまして、企業団の総収益は241億8,561万円となり、対前年度比で4億3,910万円の減収となっております。

下段の費用につきましては、対前年度比におきまして、本院事業費用が7億5,250万円の増、分院事業費用が1,888万円の増、看護師養成事業費用が537万円の減、特別損失が2億8,890万円の減となり、企業団の総費用は248億407万円となりまして、対前年度比で4億7,710万円の増額となっております。

表3につきましては、純損益の年度別推移といたしまして令和2年度からの推移をお示しするものでございます。

表4につきましては、医業収支の年度別推移を診療報酬改定率を添えてお示ししてございます。

令和6年度改定では、診療報酬本体と薬価などを合わせまして0.12%のマイナス改定となっております。同じく本院事業の医業収支は18億4,405万4,000円の純損失で、医業収支比率は91.8%、対前年度比で3.2%ポイントの低下でございます。分院事業の医業収支は1億2,765万円の純損失で、医業収支比率は83.0%、対前年度比で3.5%ポイントの低下となっております。

す。

続きまして、項番2、収益の状況でございます。

企業団全体収益の約85%を占めます本院、分院の入院・外来収益の状況につきまして、10ページの表5でお示ししてございます。ページは10ページお願いいたします。

本院は、対前年度比で入院収益が9,689万円の増収、外来収益が1億3,420万円の減収となり、入院・外来収益合計では3,732万円の減収となっております。入院収益の増収は、全身麻酔手術件数の増加などによるもの、外来収益の減収は、消化器内科常勤医数の減などによる患者数の減少によるものとなります。

続きまして、分院でございます。対前年度比で入院収益が1,241万円の減収、外来収益が242万円の増収となり、入院・外来収益合計で999万円の減収となっております。入院収益の減収は、病床利用率の低下などによるもの、外来収益の増収は診療報酬改定の新設項目への算定などによるものとなっております。

表6につきましては、ただいま表5で説明いたしました入院・外来収益等の年度別推移を令和2年度からお示しするものでございますので、後ほどご確認いただけましたら幸いと存じます。

続きまして、項番3、費用の状況でございます。

本院事業費用の対前年度増減の主な内容は11ページ、次のページになります。表7のとおり、特に給与費、材料費、経費及び雑損失が増加し、減価償却費が減少してございました。給与費の増加は俸給月額引上げや会計年度任用職員への勤勉手当支給などによるもの、材料費の増加は手術材料の使用量増などによるもの、経費の増加は電気・ガス料金単価の上昇や高額な医療器械の修繕、ドクターヘリ運航業務及び情報システム保守業務委託の増などによるものでございます。雑損失の増は、費用増に伴う消費税負担の増によるもの、減価償却費の減少は高額な医療機器などの耐用年数経過によるものとなっております。

続きまして、12ページをご覧ください。

分院事業費用、対前年度増減の主な内容は表8にお示しするとおりでございます。特に給与費が増加し、減価償却費が減少いたしました。給与費の増加は本院同様、俸給月額引上げや会計年度任用職員への勤勉手当支給などによるもの、減価償却費の減少は管理診療棟や高額な医療機器などの耐用年数経過によるものとなっております。

続く13ページの項番4でございます。

特別利益及び特別損失の主な内容は表9でお示ししてございます。特別利益は災害時医療救護活動費用弁償額の過年度修正分、特別損失は固定資産売却損や令和6年2月及び3月の保険者請求分の診療報酬審査による査定減分となっております。

項番5、資本的収入及び支出の状況でございます。

資本的収入及び支出の主な内容は、次の14ページでございます。表10でお示ししてございます。建設改修工事及び医療機器・情報システム整備事業に係る企業債収入、医療機器及び車両の売却収入並びに医療機器整備に係る交付金収入がございました。

一方、資本的支出は、病棟ほかLED照明器具や3階手術室系統自動制御機器などの建物附属設備の更新工事、生体情報管理システムや手術用内視鏡システムなどの医療機器の整備、再来受付・外来呼出システムや医用画像3次元解析システムなどの情報システムの整備、企業債の償還等を行っているものでございます。

収入額から支出額を差し引きいたしました4条の不足額16億8,575万円の補てん財源は、続く

15ページ表11でお示ししてございます。過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、消費税等資本的収支調整額、減債積立金取崩額の使用額にて補てんしたものでございます。

続きまして、項番6、主要施策の成果につきましては、企業団第6次5か年経営計画の主要施策から新規拡大事業に係る予算、決算の状況をお示しするものでございます。

資料の体裁について説明いたします。枠囲いが主要施策をお示ししてございます。枠囲いの下に施策に対する行動計画をお示ししてございます。次の隅括弧からは、行動計画に対する取組内容及び成果をお示ししてございます。

本日は、ここに掲げました項目のうち主立ったものについて説明させていただきます。

最初に15ページ中段の(1)安定的な経営の確保、(ア)収入の確保、下段の枠でございまして、診療単価の向上につきましては、施設基準管理システムの活用といたしまして、3条予算132万円に対しまして決算132万円となっております。

取組内容と成果につきましては、施設基準管理システムを活用し、令和6年度診療報酬改定への対応や施設基準を維持するための人員配置などの把握、ベンチマーク機能を利用しました新規・上位施設基準の取得に向けた検討を実施し、18項目の新規施設基準を取得することができました。

資料は16ページをお願いいたします。

中段の(2)良質で安全な医療の提供でございまして、(ア)良質な医療の提供、中段の枠、高度専門医療及び専門医療の提供といたしまして、ロボット支援下手術の拡大は、3条予算で942万5,000円に対しまして決算942万5,000円で行いました。

取組内容と成果につきましては、直腸の腹腔鏡下手術におきまして、低侵襲なロボット支援下手術を開始し、令和6年度は35件の手術を行いました。外科領域、泌尿器科領域を合わせまして、令和6年度は全部で157件のロボット支援下手術を行い、患者の早期回復に寄与したものでございます。

続く資料は17ページをご覧ください。

上から2つ目の枠でございまして、病院機能評価認定基準の維持といたしまして、病院機能評価更新審査の受審は、3条予算277万1,000円に対しまして決算239万7,000円で行いました。

取組内容と成果につきましては、病院全体で継続的な医療の質の向上に取り組んでまいりましたが、その結果、病院機能評価更新審査7月受審におきまして、5回目の認定を受けることができました。前回受審時と比較しまして、S評価が2項目の増、A評価が3項目の増となり、前回は上回る良好な結果となっております。

一番下の枠、サイバー保険の加入でございまして、3条予算269万6,000円に対しまして決算269万5,000円で行いました。

取組内容と成果につきましては、サイバー保険に加入し、電子データの改ざん・盗難・破損やシステムに対する不正アクセスなどのサイバー攻撃や情報漏えいなどに起因する損害といたしまして、賠償責任を負担することとなって生じる損害、事故時の対応、事故後の対策などのために必要な費用、利益損害及び営業継続費用の発生に備えたものでございます。

資料は18ページをお願いいたします。

上段の枠でございまして、(エ)施設・設備及び医療機器等の整備につきましては、施設・設備の計画的な整備といたしまして、建物修繕費では、3条予算で1億5,022万3,000円に対しまして決算1億2,025万4,000円、建設工事費では、4条予算1億9,114万1,000円に対しまして決算1億7,375万1,000円で行いました。

取組内容と成果につきましては、建物修繕費につきましては、第1変電室高圧盤部品交換工事第2期

など62件を実施し、建設工事費につきましては、病棟ほかLED照明器具更新工事など12件を実施し、建物・設備の劣化状況や修繕・改修状況などを見ながら予防保全を図ったものでございます。

続きまして、その下の枠、医療機器等の計画的な導入・更新でございます。

本院では、4条予算4億8,567万3,000円に対しまして決算4億7,504万1,000円、分院では、4条予算1,896万7,000円に対しまして決算1,716万4,000円でございます。

取組内容と成果といたしまして、本院では、地域の基幹・中核病院としまして、医療機能を維持するために必要な医療機器の更新を行いつつ、昨今の内視鏡下手術の増加、最新の医療手技への対応といたしまして、手術用内視鏡システムの増設、手術用ナビゲーションシステムの更新などを行い、合計で101件の医療機器を整備したものでございます。

また、分院では、メーカー修理対応期間が過ぎ、今後故障した際に使用不能となる医療機器など7件の更新を行い、医療機能の維持を図ったものでございます。

資料は19ページをお願いいたします。

上段の枠、(オ)分院の施設機能の維持でございます。建物修繕費では、3条予算404万4,000円に対しまして決算404万4,000円、建設工事費では、4条予算1,058万2,000円に対しまして決算820万円でございます。

取組内容と成果といたしまして、経年劣化に対するリハビリ棟外壁などの修繕工事、部品供給の終了などにより更新が必要となった病棟及び外来診察室のエアコンの更新工事を行い、施設機能の維持を図ったものでございます。

(3)勤務環境の整備、下段の枠でございます。働きやすい職場環境の整備としまして、メンタルヘルス・ハラスメント対策コンサルティングサービス業務の委託では、3条予算で397万4,000円に対しまして決算397万4,000円ございました。

取組内容と成果といたしまして、メンタルヘルス・ハラスメント対策の継続的な取組として、公認心理師・産業カウンセラーによる接遇研修・アサーション研修・ハラスメント研修の実施、24時間対応の外部相談窓口の設置、職員カウンセリングのサポートを受けたほか、幹部職員に対してハラスメントなどに関するコンサルティングを行いました。

また、事務局正規職員の退職者数急増の対応といたしまして、個別面談を延べ60人に対して実施したところでございます。

令和6年度決算認定に係る資料につきましては、別冊1、決算及び事業報告書、そして別冊4で決算説明資料をお示ししてございますので、後ほどご確認くださいますようお願い申し上げます。

令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計決算の認定を求めることについての補足説明は、以上でございます。

<議長>

説明が終わりました。

次に、議案第3号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題に供します。

事務局に補足説明を求めます。

小柳事務局長。

<事務局長>

それでは、引き続き議案第3号 令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計未処分利益剰余金の処

分について補足説明させていただきます。

提出議案説明資料、先ほどの資料ですが、20ページをご覧ください。

一番上の企業団の表の右列をご覧くださいませうか。令和6年度決算で生じた未処分利益剰余金1億6,502万674円につきましては、当年度純損益6億1,845万6,197円のマイナスと、減債積立金取崩額（未処分利益剰余金への振替額）といたしまして7億8,347万6,871円の合計額でございます。使用額を終えたため、資金の裏づけがないものとなっております。したがって、減債積立金などの積立金への積立はできないものの、これまでの事業運営で獲得した利益でありますので、利益剰余金として翌年度に繰り越そうとするものでございます。

資料21ページをご覧ください。

ただいまの処分案に対しまして、参考としまして処分後の資本残高を表でお示ししてございます。

令和6年度君津中央病院企業団病院事業会計未処分利益剰余金の処分の補足説明につきましては、以上でございます。

<議長>

説明が終わりました。

次に、報告第1号 令和6年度決算に基づく資金不足比率についてを議題に供します。

事務局に報告を求めます。

小柳事務局長。

<事務局長>

それでは、報告第1号でございます。令和6年度決算に基づく資金不足比率について補足説明させていただきます。

提出議案説明資料、最後の22ページをご覧ください。

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模を示す料金収入の規模と比較して指標化した上で、経営状況の悪化の度合いを示すものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、決算の都度、この資金不足比率を求め、監査委員の審査に付した上で、その意見を付して議会に報告することとされております。

ここで、資金不足比率の求め方について説明いたします。

まず、流動負債の額から流動資産の額を減じて資金の不足額を求めます。次にこれを事業規模を示す医業収益の額で除して求めるものでございます。

具体的には、①の資金の不足額の項でお示します表の右側の列をご覧ください。

1行目の右端C欄の流動負債の合計は23億3,901万1,549円でございます。その下のD欄、算入すべき地方債残高はございません。次の下のE欄、流動資産の合計は74億5,752万3,226円でございます。E欄の流動資産の額がC欄の流動負債の額を上回っておりますので、F欄の資金の不足額は負の数となり、51億1,851万1,677円の余剰を表しているものでございます。

続く②の事業の規模の項では、資金不足比率を求める際の分母となります事業の規模をお示する額といたしまして、215億419万5,865円を計上しておりますが、資金の不足自体がございません。

以上、定められた計算式に代入して求めました結果、③の資金不足比率の項でお示しますとおり、令和6年度決算に基づく資金不足比率の表示はございません。

令和6年度決算に基づく資金不足比率の補足説明は、以上でございます。

<議長>

報告が終わりました。

日程第5 休会について

日程第5、休会についてを議題に供します。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日10月11日から10月14日までの4日間を休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、10月15日水曜日午後1時30分から本会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会をいたします。

なお、この後、午後3時15分から予算決算審査委員会を開きますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(午後3時05分散会)